

## 航空法 第百五条

本邦航空運送事業者は、旅客及び貨物(国際航空運送事業に係る郵便物を除く)の**運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない**。これを変更しようとするときも同様である

2 国土交通大臣は、前項の運賃又は料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該本邦航空運送事業者に対し、**期限を定めてその運賃又は料金を変更すべきことを命ずることができる**。

- 一 特定の旅客又は荷主に対し、**不当な差別的取扱い**をするものであるとき。
- 二 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、旅客又は荷主が当該事業を利用することを著しく困難にするおそれがあるものであるとき。
- 三 他の航空運送事業者との間に、**不当な競争を引起すこととなるおそれがあるものである**とき。

3 **国際航空運送事業**を經營しようとする本邦航空運送事業者は、第一項の規定にかかわらず、当該事業に係る旅客及び貨物の**運賃及び料金を定め、国土交通大臣の認可**を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

4 国土交通大臣は、前項の運賃又は料金が、第二項各号のいずれにも該当せず、かつ、当該国際航空運送事業に係る航行について外国との間に航空に関する協定その他の国際約束がある場合における当該国際約束の内容に適合するものであるときは、**前項の認可をしなければならない**。

## 航空法施行規則 第二百十五条

法第百五条第一項の規定により、**運賃及び料金の設定又は変更の届出**をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した**運賃及び料金設定(変更)届出書**を国土交通大臣に提出しなければならない。

氏名又は名称及び住所

二 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種別及び額並びに期間、区間その他の条件(変更の届出の場合は、新旧の対照を明示すること。)

(国際航空運送事業に係る運賃及び料金の認可申請)

**第二百十六条** 法第百五条第三項の規定により、国際航空運送事業に係る運賃及び料金の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した**運賃及び料金設定(変更)認可申請書**を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種別及び額並びに期間、区間その他の条件(変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。)

当該申請に係る運賃及び料金が法第五条第四項の基準(国際約束)に適合する旨の説明

四 運賃及び料金の変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由